

事 務 連 絡

平成30年5月11日

建築設計関係団体の長 様

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐（動力・設備担当）

スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドラインの策定について

平素から建築行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、消防庁において、平成23年東北地方太平洋沖地震や平成28年熊本地震等の過去に発生した大規模地震における被害事例を調査されるとともに、大規模地震に対応した消防用設備等のあり方について検討が行われ、当該検討の結果等を踏まえ、スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備Ⅰ型（以下「スプリンクラー設備等」という。）を対象に、別添のとおり「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成した旨、連絡がありました。

ガイドラインは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第9号に規定する措置の一例として示されており、防火対象物の新築時又は大規模改修時において、このガイドラインに基づく措置をできる限り講じることが望ましいと考えられます。

つきましては、スプリンクラー設備等に耐震措置を講じる場合は、ガイドラインに基づく措置が講じられるよう、貴会員に対して、この旨周知方お願いします。

国土交通省住宅局建築指導課 担当：片山 電話：03-5253-8111（内線 39-568） FAX：03-5253-1630
--